

# 稲敷市空き家バンク活用促進制度

## 空き家バンクを通じて成約したら、奨励金が交付されます！

### 【内容】

稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買や賃貸借が成約した場合に所有者と購入者又は賃借者（以下「購入者等」という。）にそれぞれ5万円の奨励金が交付されます。

### 【要件】

- (1) 稲敷市空き家バンクを通して、空き家の売買又は賃貸借契約を成約した所有者及び購入者又は賃借者。
- (2) 交付申請時に市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (3) 購入者及び賃借者にあっては、交付申請時に市に定住していること。
- (4) 所有者、購入者や賃借者、当該空き家に同居しようとする者が稲敷市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当するものでないこと。
- (5) 所有者及び購入者等それぞれ1回限りの交付とする。
- (6) 空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた日から60日以内の申請であること。

### 【提出書類】

- (1) 稲敷市空き家バンク成約奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 稲敷市空き家バンク成約奨励金誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 購入者等、購入者等と同一世帯全員及び同居しようとする者の記載がある住民票の写し（発行日から1ヶ月以内のもの）
- (4) 稲敷市空き家バンク利用による空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し（所有者等若しくは購入者等のいずれか一方）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

お問い合わせや申請は、  
稲敷市政策調整部政策企画課人口減少対策室へ！！  
TEL 029-892-2000（代）